

平成30年6月定例会  
宇土市教育委員会会議録

宇土市教育委員会

1. 日 時 平成30年6月13日(水) 午前10時00分 開議

2. 場 所 宇土市教育委員会2階会議室

3. 出席委員 太田 耕幸教育長 伊豫富久教育長代理 岩村俊明委員  
園田寛子委員 近藤修委員

4. 欠席委員 なし

5. 職務のために出席した者

教育部長 山本 保廣 学校教育課長 渡辺 勇一  
指導主事 前田 至誠 学校教育課課長補佐 岩崎 広美  
生涯活動推進課長 湯野 淳也 文化課長 野田 恵美  
給食センター所長 村上 伸 図書館長 舟田 武弘  
中央公民館長 久多見さとみ



議事日程

- 1 会議録署名委員の指名
- 2 会期の決定
- 3 議案第55号 宇土市立小学校および中学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について
- 4 議案第56号 宇土市教育支援委員会の委嘱について
- 5 議案第57号 宇土市スポーツ推進審議会委員の任命について
- 6 議案第58号 宇土市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
- 7 議案第59号 宇土市学校給食専門委員会委員の委嘱について
- 8 議案第60号 宇土市立幼稚園規則の一部を改正する規則について

報告事項



日程第1

太田教育長 平成30年6月教育委員会定例会会議を開会いたします。  
本日は、教育長及び4人の委員全員が出席でありますので、この  
会議は成立いたします。



太田教育長 本日の会議録署名委員の指名をいたします。  
会議録署名委員に岩村委員・伊豫委員を指名いたします。





学校の事務の先生がお金を取り扱うことはおかしいが、誰が使用の承認をするか？ということかというと、学校から確認を得て教育委員会が許可すると申請は7日前でいいのか？7日を超える場合があると思う。やはり、学校長の確認ではなく承認にした方がいいのではないか？利用する側も確認は学校でお金は別のところというよりは、一緒にした方がやりやすい。市の職員がいれば一番いいと思う。今日使用したいという場合はどうなるか？空いていたら許可するのか？

園田委員

結局は学校長が空いているということを確認するのは承認することになると思う。確認という言葉は承認になるのではないか？それでないと、確認して教育委員会の許可を待つという形になると利用者としては学校で承認してもらった方がいいのでは。

太田教育長

確認というのは承認と同じことだと思う。お金は教育委員会で徴収するということである。

教育部長

だが、許可は教育委員会で行う。あくまでも社会教育という立場で許可をするという意味で。

太田教育長

規則で貸し出しを行うのは教育委員会という文言がある。その規則があるのに学校が許可をするかという校長会からの要望があり、規則の改正に至った。学校が終わった施設の貸し借りは教育委員会が行うということになっている。だが、現在は学校で事務を行っている。またお金も取り扱っている。それを教育委員会でやってもらいたいという要望があって、変更となった。ただ文言について色々な解釈があり、確認を承認が同じでないか？という意見がでてきている。

伊豫委員

校長の承認を得て教育委員会が許可を出すということでは？あとはお金の問題である。使用料は教育委員会事務局に収めるということにしてはどうか？市の体育館や武道館とは性質が違う。学校は臨時で学校の行事等使用する場合がある。煩雑になってくると思う。

岩村委員

私も、使用料については教育委員会に収める。学校の承認を得てという部分は校長に委任することにしてはどうか？

園田委員

許可や徴収は教育委員会がするが、何かあった場合は学校長がすると思う。確認でもいいと思うが。

太田教育長

先ほど規則があると言ったが、第2条を取り上げて校長会から要望された。責任は放課後の開放については全部教育委員会であるということになっている。教育委員会ですべてをしてくださいということになっている。

伊豫委員

学校がもっと責任を負うべきだと思う。夜間開放をして、臨時で

使用するようになったときに例えば、保護者会や臨時学年会を開かなければいけない場合はどうすればいいのか？そういう問題が絡んでくるので学校長も責任を負うべきだと思う。開放をされた者が譲らない場合など問題が出てくる。

教育部長 　　そういう場合は借用の申請書欄に緊急の場合は学校を優先する旨の文言を設けてもいいと思う。

近藤委員 　　利用する側からわかりやすくした方がいいと思う。確認を得るとは電話でもいいのか？

学校教育課長 　　電話でもよい。

園田委員 　　電話の確認は学校長か？学校長と記載されている。学校長が空いているのでそれを聞いて教育委員会が許可をするという具合なのか？

太田教育長 　　学校行事を優先するという事なので、学校行事がない場合は社会体育として使用する。その使用申込ということなので、学校行事がある場合は学校側が使用可能である。

教育部長 　　今は移行段階である。将来は受付も教育委員会でするようになる。数年後には鍵の管理も市職員（嘱託）が行うようになる。現在はお金と許可のみになっている。

園田委員 　　鍵などもすべて教育委員会からということになるのか？

教育部長 　　そうなる。市の非常勤職員でやるようになる。地区体育館はそのような形でやっている。

伊豫委員 　　様式はここにあり、学校で確認をとり、教育委員会に提出するのか？今までは学校に置いてあったのか？今からは教育委員会に設置するのか？学校には電話で確認するのか？司書補の人は毎日来ているのか？来ているのなら、司書補に頼むことはできないか？

岩村委員 　　司書補は仕事内容が違う。勤務時間も15：30までと短い。その後に来られた場合はできなくなる。

伊豫委員 　　その場合は時間を15時までの受付とすることでできないか？

学校教育課長 　　様式は今後も学校に設置はする。学校で記入することもできる。また支所にも設置している。

太田教育長 　　この業務を行うことにおいて市の職員でできないか？ということの話もした。用務員、司書補の職員しかいないため、将来は市の職員ですることになると思う。今は変えようとしている段階である。まず学校で確認してもらい、教育委員会で許可を行うという形になった。

岩村委員 　　様式1の空欄に学校長の確認の欄をもうけてはどうか？

近藤委員 　　教育委員会が学校に確認を行えばチェック欄はいらないのではないか。





を行う予定である。プレハブの園舎は来年度までの債務負担で予算を組んでいる。

太田教育長 社会体育の研修も生涯活動推進課の方で進めていく。



議事録署名

委員 伊豫 富久

委員 岩村 俊明